

# 奈良市公報

第19号

令和2年2月3日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
1 6	1	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
1 6	2	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
1 6	3	都市計画下水道の変更案の公衆縦覧	都市計画課
1 6	4	公売通知書の公示送達	滞納整理課
1 7	5	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
1 7	6	住居番号の設定	市民課
1 7	7	放置自転車等の保管	環境政策課
1 8	8	奈良市公報号外第13号に掲載	保育所・幼稚園課
1 8	9	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
1 9	10	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
1 9	11	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
1 9	12	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
1 9	13	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
1 9	14	放置自転車等の保管	環境政策課
1 10	15	平成31年度市民税・県民税納税通知書の公示送達	市民税課
1 10	16	放置自転車等の保管	環境政策課
1 10	17	民生委員協議会を組織する区域	福祉政策課
1 14	18	大和都市計画用途地域の変更案の公衆縦覧	都市計画課
1 14	19	大和都市計画地区計画の案の公衆縦覧	都市計画課

### 農 業 委 員 会

月 日	番号	件 名
1 8	1	農業委員会総会の招集

告 示

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和 2年 1月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 2年 1月 1日

事業所番号	事業者		事業所	
	名称	住所	名称	住所
2970108326	株式会社 輪	奈良市恋の窪一丁目8番16-2号	ケアサポート 輪	奈良市西笹鉾町18番地サンハイツ101号室

奈良市告示第 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条第 1 号の規定により公示する。

令和 2 年 1 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 2 年 1 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108318	訪問介護	株式会社タクテイ	奈良市法華寺町 74 番地の 5	訪問介護事業所 虹	奈良市法華寺町 74 番地の 5
2960190474	訪問看護・ 介護予防訪 問看護	株式会社優和	奈良市松陽台四 丁目 21-3 ミール ム松陽台 B201 号 室	訪問看護ステー ション オレガ ノ	奈良市松陽台四 丁目 21-3 ミール ム松陽台 B201 号 室

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

令和2年1月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道  
奈良市公共下水道

2 縦覧場所

奈良市法華寺町264-1  
奈良市役所企業局下水道事業課

3 縦覧期間

令和2年1月6日から令和2年1月20日まで

4 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、都市整備部都市計画課に令和2年1月20日までに必着するように提出してください。

奈良市告示第4号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第96条の規定に基づく公売通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 2年 1月 6日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書  
公売通知書
- 2 送達を受けるべき者  
省略

奈良市告示第 5 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年1月7日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年6月17日 奈良市指令整開 第19A-9号

令和元年8月1日 奈良市指令整開 第19A-9-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年1月7日 第1715号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市神功二丁目13番11、13番12及び13番13

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大宮町一丁目6番21

株式会社やまと不動産 代表取締役 森本 勇人

奈良市告示第 6 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 2年 1月 7日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
疋田町三丁目3番34号	芝辻町三丁目4番3-2号	
宝来四丁目15番3-室番号	帝塚山二丁目6番5号	
あやめ池南一丁目6番28号	松陽台四丁目9番10号	
西大寺野神町二丁目3番8号	菅原東二丁目11番16号	
鶴舞西町3番2号	三条大宮町5番21-3号	
帝塚山五丁目9番14号	松陽台二丁目10番7号	
登美ヶ丘三丁目14番7号	北登美ヶ丘二丁目25番3号	
宝来五丁目8番25号	西登美ヶ丘一丁目18番3号	
西登美ヶ丘二丁目7番10号	西大寺国見町二丁目8番12号	
四条大路三丁目3番12-6号	三条栄町20番4号	
六条西二丁目11番40号	三条大路一丁目1番1号	
西大寺高塚町2番11号	百楽園三丁目7番5号	
学園朝日町6番12-1号		
百楽園一丁目4番11-1号		
帝塚山南三丁目11番5号		
西大寺栄町3番12-6号		
西登美ヶ丘一丁目11番5号		
学園南二丁目9番15-2号		
百楽園三丁目7番6号		

奈良市告示第 7 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 / 月 7 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年1月7日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2年 1 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松田 成樹	奈良県奈良市白毫寺町835番地 地の1 大和紀寺ビル305号	あんま	令和元年 11月1日
株式会社フレアス			
松田 成樹	奈良県奈良市白毫寺町835番地 地の1 大和紀寺ビル305号	はり・きゅう	令和元年 11月1日
株式会社フレアス			

奈良市告示第 / 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和 年 / 月 日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和元年 11月1日	ひかり薬局柏木店	奈良市大安寺町515-2 柏木町医療タウン105号	有限会社ひかりファーマシー 代表取締役 中本 政容

奈良市告示第 11 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

令和2年 11 月 9 日

奈良市長 仲川 元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
令和元年 11月1日	片岡 一明	医療法人新生会 総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3番地の3	循環器内科 (心臓機能障害)

奈良市告示第 12 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

令和2年1月9日

奈良市長 仲川 元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
令和元年 11月1日	高山 政樹	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町 102-1	消化器内科 (肝臓機能障害)

奈良市告示第 13 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

令和 2 年 / 月 9 日

奈良市長 仲川 元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
令和元年 11月15日	足立 浩幸	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町 102-1	泌尿器科・内科 (じん臓機能障害)

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 1 月 9 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年1月9日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第15号

平成31年度市民税・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

令和2年 1月 10日

奈良市長 仲川 元 庸

1 送達をすべき文書

平成31年度市民税・県民税納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

別紙に記載

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 1月10日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年1月10日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 17 号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条第1項の規定により、次のとおり民生委員協議会を組織する区域を定めたので、奈良市民生委員法施行細則（平成19年奈良市規則第31号）第6条の規定により告示します。

令和 2年 1月 10日

奈良市長 仲 川 元 庸

民生委員協議会を組織する区域

椿井地区	阿字万字町	北風呂町	角振新屋町	林小路町
	油阪地方町	北向町	角振町	東城戸町
	池之町	北室町	椿井町	東寺林町
	今辻子町	光明院町	寺町	東向中町
	今御門町	小西町	西城戸町	東向南町
	小川町	下三条町	西寺林町	百万ヶ辻子町
	奥子守町	下御門町	西御門町	本子守町
	上三条町	勝南院町	登大路町	南市町
	漢国町	高天町	橋本町	餅飯殿町
	元林院町	樽井町	馬場町	三条町の一部
飛鳥地区	鶴町	十輪院町	納院町	不審ヶ辻子町
	川之上町	十輪院畑町	東紀寺町一丁目	南紀寺町一丁目
	川之上突抜町	高畑町	東紀寺町二丁目	南紀寺町二丁目
	紀寺町	中院町	東紀寺町三丁目	南紀寺町三丁目
	紀寺東口町	築地之内町	毘沙門町	南紀寺町四丁目
	公納堂町	鶴福院町	白毫寺町	南紀寺町五丁目
	芝突抜町	西紀寺町	福智院町	薬師堂町
鼓阪地区	青山一丁目	青山九丁目	北御門町	東包永町
	青山二丁目	今小路町	興善院町	東笹鉾町
	青山三丁目	今在家町	水門町	東之阪町
	青山四丁目	押上町	雑司町	南半田東町
	青山五丁目	春日野町	手貝町	油留木町
	青山六丁目	川上町	中御門町	芝辻町の一部
	青山七丁目	川久保町	奈良阪町	中ノ川町の一部
	青山八丁目	北半田東町	般若寺町	
佐保台地区	佐保台一丁目	佐保台二丁目	佐保台三丁目	佐保台西町
济美地区	井上町	芝新屋町	花園町	南袋町
	陰陽町	杉ヶ西町	東木辻町	南風呂町
	大森町	杉ヶ町	三棟町	柳町
	瓦堂町	高御門町	南魚屋町	脇戸町
	元興寺町	中辻町	南肘塚町	南京終町の一部
	北京終町	中新屋町	南京終町一丁目	肘塚町の一部
	京終地方西側町	鳴川町	南城戸町	
	京終地方東側町	西木辻町	南新町	
小太郎町	西新屋町	南中町		
济美南地区	桂木町	南京終町四丁目	南京終町七丁目	
	南京終町二丁目	南京終町五丁目	肘塚町の一部	
	南京終町三丁目	南京終町六丁目	南京終町の一部	

佐保地区	奥芝町	宿院町	畑中町	法蓮佐保山四丁目
	押小路町	菖蒲池町	花芝町	法蓮西町
	北市町	高天市町	半田突抜町	法蓮山添東町
	北魚屋西町	多門町	半田開町	大豆山町
	北魚屋東町	中筋町	半田横町	大豆山突抜町
	北川端町	内侍原町	東新在家町	南半田中町
	北小路町	鍋屋町	東向北町	南半田西町
	北半田中町	奈保町	船橋町	南法蓮町
	北半田西町	西包永町	坊屋敷町	芝辻町の一部
	北袋町	西笹鉢町	法蓮佐保山一丁目	法蓮町の一部
	後藤町	西新在家号所町	法蓮佐保山二丁目	
	阪新屋町	西新在家町	法蓮佐保山三丁目	
大宮地区	油阪町	大宮町五丁目	三条添川町	三条町の一部
	大宮町一丁目	大宮町六丁目	三条本町	芝辻町の一部
	大宮町二丁目	大宮町七丁目	三条宮前町	
	大宮町三丁目	三条大路一丁目	西之阪町	
	大宮町四丁目	三条大宮町	二条大路南一丁目	
佐保川地区	北新町	芝辻町三丁目	法華寺町	法蓮町の一部
	芝辻町一丁目	芝辻町四丁目	佐紀町の一部	
	芝辻町二丁目	芝辻中町	芝辻町の一部	
都跡地区	尼辻北町	三条大路三丁目	七条東町	二条町三丁目
	尼辻中町	三条大路四丁目	西ノ京町	南新町
	尼辻西町	三条大路五丁目	二条大路南二丁目	六条町
	尼辻南町	四条大路二丁目	二条大路南三丁目	佐紀町の一部
	柏木町	四条大路三丁目	二条大路南四丁目	
	五条町	四条大路四丁目	二条大路南五丁目	
	佐紀中町二丁目	四条大路五丁目	二条町一丁目	
	三条大路二丁目	七条町	二条町二丁目	
六条地区	赤膚町	七条二丁目	六条西一丁目	六条緑町一丁目
	五条二丁目	七条西町一丁目	六条西二丁目	六条緑町二丁目
	五条三丁目	七条西町二丁目	六条西三丁目	六条緑町三丁目
	五条西一丁目	六条一丁目	六条西四丁目	
	五条西二丁目	六条二丁目	六条西五丁目	
	七条一丁目	六条三丁目	六条西六丁目	
大安寺地区	大安寺一丁目	大安寺五丁目	八条一丁目	八条町の一部
	大安寺二丁目	大安寺六丁目	八条二丁目	
	大安寺三丁目	大安寺七丁目	八条三丁目	
	大安寺四丁目	大安寺新町	八条四丁目	
大安寺西地区	尼辻町	恋の窪東町	四条大路南町	八条五丁目
	大森西町	三条川西町	大安寺町	八条町の一部
	恋の窪一丁目	三条栄町	大安寺西一丁目	
	恋の窪二丁目	三条桜町	大安寺西二丁目	
	恋の窪三丁目	四条大路一丁目	大安寺西三丁目	
東市地区	鉢伏町	古市町一丁目	横井二丁目	横井七丁目
	藤原町	古市町九丁目	横井三丁目	横井町
	古市南町	八島町	横井四丁目	鹿野園町
	古市町	横井一丁目	横井五丁目	横井六丁目の一部
明治地区	北永井町	北之庄西町一丁目	神殿町	南永井町
	北之庄町	北之庄西町二丁目	出屋敷町	横井六丁目の一部

辰市地区	杏町	西九条町一丁目	西九条町三丁目	西九条町五丁目
	西九条町	西九条町二丁目	西九条町四丁目	東九条町
帯解地区	池田町	窪之庄町	田中町	
	今市町	柴屋町	山町	
精華地区	北椿尾町	虚空蔵町	中畑町	米谷町
	興隆寺町	高樋町	菩提山町	南椿尾町
平城地区	秋篠早月町	秋篠新町	敷島町一丁目	押熊町の一部
	秋篠三和町一丁目	秋篠町	敷島町二丁目	中山町の一部
	秋篠三和町二丁目	歌姫町	山陵町	中山町西一丁目の一部
伏見地区	青野町	西大寺芝町二丁目	菅原東町一丁目	宝来町
	青野町一丁目	西大寺新田町	菅原東町二丁目	横領町
	青野町二丁目	西大寺高塚町	疋田町	若葉台一丁目
	西大寺国見町一丁目	西大寺町	疋田町一丁目	若葉台二丁目
	西大寺国見町二丁目	西大寺野神町一丁目	疋田町二丁目	若葉台三丁目
	西大寺国町三丁目	西大寺野神町二丁目	疋田町三丁目	若葉台四丁目
	西大寺小坊町	西大寺南町	疋田町四丁目	西大寺新池町の一部
	西大寺芝町一丁目	菅原町	疋田町五丁目	
伏見南地区	五条一丁目	平松一丁目	平松五丁目	宝来四丁目
	五条畑一丁目	平松二丁目	宝来一丁目	宝来五丁目
	五条畑二丁目	平松三丁目	宝来二丁目	
	平松町	平松四丁目	宝来三丁目	
西大寺北地区	西大寺赤田町一丁目	西大寺北町三丁目	西大寺新町二丁目	西大寺本町
	西大寺赤田町二丁目	西大寺北町四丁目	西大寺宝ヶ丘	西大寺竜王町一丁目
	西大寺北町一丁目	西大寺栄町	西大寺東町一丁目	西大寺竜王町二丁目
	西大寺北町二丁目	西大寺新町一丁目	西大寺東町二丁目	西大寺新池町の一部
あやめ池地区	あやめ池北二丁目	あやめ池南二丁目	あやめ池南五丁目	あやめ池南八丁目
	あやめ池北三丁目	あやめ池南三丁目	あやめ池南六丁目	あやめ池南九丁目
	あやめ池南一丁目	あやめ池南四丁目	あやめ池南七丁目	あやめ池北一丁目の一部
鶴舞地区	学園朝日町	学園朝日元町二丁目	鶴舞東町	鶴舞西町の一部
	学園朝日元町一丁目	学園北二丁目	あやめ池北一丁目の一部	
学園南地区	学園南一丁目	学園南二丁目	学園大和町一丁目の一部	学園南三丁目の一部
学園三碓地区	学園大和町二丁目	西千代ヶ丘一丁目	三碓三丁目	学園大和町一丁目の一部
	学園大和町三丁目	西千代ヶ丘二丁目	三碓四丁目	学園大和町六丁目の一部
	学園大和町四丁目	西千代ヶ丘三丁目	三碓五丁目	学園中三丁目の一部
	学園大和町五丁目	三碓一丁目	三碓六丁目	三碓町の一部
	学園中二丁目	三碓二丁目	三碓七丁目	
登美ヶ丘地区	松陽台一丁目	登美ヶ丘三丁目	中登美ヶ丘五丁目	西登美ヶ丘四丁目
	松陽台二丁目	中登美ヶ丘一丁目	中登美ヶ丘六丁目	二名町
	登美ヶ丘一丁目	中登美ヶ丘三丁目	西登美ヶ丘二丁目	西登美ヶ丘一丁目の一部
	登美ヶ丘二丁目	中登美ヶ丘四丁目	西登美ヶ丘三丁目	
富雄地区	学園中四丁目	富雄北二丁目	富雄元町三丁目	三松四丁目
	学園中五丁目	富雄北三丁目	富雄元町四丁目	学園大和町六丁目の一部
	富雄川西二丁目	富雄元町一丁目	三松一丁目	富雄川西一丁目の一部
	富雄北一丁目	富雄元町二丁目	三松三丁目	三松二丁目の一部
富雄南地区	青垣台一丁目	大和田町	千代ヶ丘三丁目	藤ノ木台四丁目
	青垣台二丁目	学園中一丁目	中町	丸山一丁目
	青垣台三丁目	菅野台	藤ノ木台一丁目	丸山二丁目
	石木町	千代ヶ丘一丁目	藤ノ木台二丁目	学園中三丁目の一部
	大倭町	千代ヶ丘二丁目	藤ノ木台三丁目	学園南三丁目の一部

奈良帝塚山地区	帝塚山一丁目	帝塚山五丁目	帝塚山西一丁目	帝塚山南三丁目
	帝塚山二丁目	帝塚山六丁目	帝塚山西二丁目	帝塚山南四丁目
	帝塚山三丁目	帝塚山七丁目	帝塚山南一丁目	帝塚山南五丁目
	帝塚山四丁目	帝塚山中町	帝塚山南二丁目	富雄泉ヶ丘
鳥見地区	鳥見町一丁目	鳥見町三丁目	三松ヶ丘	三松二丁目の一部
	鳥見町二丁目	鳥見町四丁目	富雄川西一丁目の一部	三碓町の一部
二名地区	大淵町	西登美ヶ丘七丁目	二名四丁目	二名平野一丁目
	松陽台三丁目	西登美ヶ丘八丁目	二名五丁目	二名平野二丁目
	松陽台四丁目	二名一丁目	二名六丁目	西登美ヶ丘一丁目の一部
	西登美ヶ丘五丁目	二名二丁目	二名七丁目	
	西登美ヶ丘六丁目	二名三丁目	二名東町	
青和地区	学園赤松町	学園緑ヶ丘二丁目	百楽園三丁目	鶴舞西町の一部
	学園北一丁目	学園緑ヶ丘三丁目	百楽園四丁目	
	学園新田町	百楽園一丁目	百楽園五丁目	
	学園緑ヶ丘一丁目	百楽園二丁目	南登美ヶ丘	
平城西地区	朝日町一丁目	中山町西二丁目	中山町西四丁目	
	朝日町二丁目	中山町西三丁目	中山町の一部	
東登美ヶ丘	北登美ヶ丘一丁目	北登美ヶ丘六丁目	東登美ヶ丘一丁目	東登美ヶ丘六丁目
	北登美ヶ丘二丁目	登美ヶ丘四丁目	東登美ヶ丘二丁目	押熊町の一部
	北登美ヶ丘三丁目	登美ヶ丘五丁目	東登美ヶ丘三丁目	中山町西一丁目の一部
	北登美ヶ丘四丁目	登美ヶ丘六丁目	東登美ヶ丘四丁目	
	北登美ヶ丘五丁目	中登美ヶ丘二丁目	東登美ヶ丘五丁目	
田原地区	大野町	柚ノ川町	日笠町	矢田原町
	沓掛町	田原春日野町	別所町	横田町
	此瀬町	長谷町	南田原町	和田町
	須山町	中貫町	水間町	
	誓多林町	中之庄町	茗荷町	
柳生地区	邑地町	興ヶ原町	丹生町	柳生町
	大保町	北野山町	柳生下町	
大柳生地区	大柳生町	阪原町	忍辱山町	
	大平尾町	大慈仙町		
東里地区	北村町	東鳴川町	法用町	
	須川町	平清水町	南庄町	
	園田町	生琉里町	中ノ川町の一部	
狭川地区	狭川東町	下狭川町	広岡町	
	狭川両町	西狭川町		
神功地区	神功一丁目	神功三丁目	神功五丁目	
	神功二丁目	神功四丁目	神功六丁目	
右京地区	右京一丁目	右京三丁目	右京五丁目	
	右京二丁目	右京四丁目		
朱雀地区	朱雀一丁目	朱雀三丁目	朱雀五丁目	
	朱雀二丁目	朱雀四丁目	朱雀六丁目	
左京地区	左京一丁目	左京三丁目	左京五丁目	
	左京二丁目	左京四丁目	左京六丁目	
月ヶ瀬地区	月ヶ瀬石打	月ヶ瀬嵩	月ヶ瀬長引	
	月ヶ瀬尾山	月ヶ瀬月瀬	月ヶ瀬桃香野	
都祁地区	藺生町	都祁小山戸町	都祁友田町	針町
	荻町	都祁甲岡町	都祁馬場町	来迎寺町
	小倉町	都祁こぶしが丘	都祁吐山町	
	上深川町	都祁白石町	都祁南之庄町	
	下深川町	都祁相河町	針ヶ別所町	

奈良市告示第 18 号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和2年1月14日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市佐保台一丁目の一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

4 縦覧期間

令和2年1月14日から令和2年1月28日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、都市整備部都市計画課に令和2年1月28日までに必着するように提出しなければならない。

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和2年1月14日

奈良市長 仲川元庸

1 決定に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画

JR平城山車両基地

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市佐保台一丁目の一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

4 縦覧期間

令和2年1月14日から令和2年1月28日まで

5 意見の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、都市整備部都市計画課に令和2年1月28日までに必着するように提出しなければならない。

# 農業委員会

## 奈良市農業委員会告示第1号

奈良市農業委員会令和2年1月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和2年1月8日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

### 1 日時

令和2年1月15日(水) 午後1時30分

### 2 場所

奈良市三条本町13-1

奈良市はぐくみセンター8階 多目的研修室

### 3 審議案件

#### ・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(12月専決処理分)
- (5) 水田利用転換届出について(12月専決処理分)
- (6) 許可の取消しについて(12月専決処理分)
- (7) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (8) 知事許可について(12月許可分)